

小美玉市告示第186号

小美玉市有害鳥獣特別対策補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年7月10日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市有害鳥獣特別対策補助金交付要綱の一部を改正する告示

小美玉市有害鳥獣特別対策補助金交付要綱（令和7年小美玉市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、不測の事態により、職員立会いができない場合は、捕獲状況が確認できる書類と聞き取りをもって、代えるものとする。

附 則

この告示は、令和8年7月10日から施行する。

小美玉市有害鳥獣特別対策補助金交付要綱(令和7年小美玉市告示第73号)新旧対照表

[illegible]